

広報

# がんまき

2010

4

## みんなで築くパークタウン上牧



第1保育所卒園式

### 特集

#### 財政健全化計画書を策定..... 2

- 町民ひろば..... 7
- MOSAIC PLAZA 知る・募る・語る..... 8
- 元気講座 ●予防接種はお早めに..... 10
- 元気ガイド..... 11
- 家庭の情報：消費生活相談..... 12  
借家の敷金返還トラブルにご注意
- 図書館通信..... 13
- 各種相談..... 14

No.457

# 財政健全化計画書を策定



町では、実質公債費比率が国の基準を上まわり、早期健全化団体になりましたので、このほど平成22年度決算で早期健全化団体からの脱却を図る財政健全化計画を策定し、議会に提出し、議決されました。集中改革プランで策定した取り組みを実施した結果、財政状況は好転しましたが、住民生活にも大きな影響を与えてしまったことを認識し、今後は、これ以上住民生活に大きな影響を与えることなく、子供から高齢者まで安心して暮らせるよう、地域の活力を維持するための取り組みや、将来的な町づくりの事業を効果的、効率的に実施しながら、町全体の財政の健全化を進めていきます。

広報では、議会に提出した健全化計画を原文のままご紹介します。

## 第一 健全化判断比率が早期健全化基準以上となった要因の分析

本町は、景気の長期低迷や三位一体改革の影響により経常収入が減少し、少子高齢化による社会情勢の変化、大型公共事業投資による公債費の負担の増加に伴い、平成16年度以降実質収支がマイナスに転じ、それ以降、赤字決算が続いていた。

しかし、このまま赤字決算が続くと、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第九四号）の施行前の地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第一九五号）に規定する財政再建団体への転落が確実な状況と見込まれ、また一刻も早く抜本的な行財政改革が必要となってきたため、この財政悪化の状況を解消すべく、平成18年

10月27日に上牧町行財政改革懇談会からの「上牧町集中改革プランへの緊急提言」の答申を踏まえ、住民生活を直撃するような最悪の事態を回避し、早急に財政の再建を図るため、平成19年2月に上牧町財政健全化計画「集中改革プラン」を策定し、歳入増加及び歳出削減による対応が図られた。その結果、単年度ベースの収支は改善し、平成19年度以降、単年度収支及び実質単年度収支は何れも黒字に転換し、実質収支の赤字幅も縮小しつつあった。

しかし、教育施設、文化センター、保健福祉センター、公営住宅の建設及び小集落地区改良事業等の大型公共事業に伴う財源の多くを町債に依存した結果、地方債の償還額が大きな重荷となっており、平成16年度以降に大型事業の規模の縮小や事業を凍結しても、

※主な過去の地方債残高は以下のとおりである。

(単位：百万円)

区 分	年 度	H14 年度末	H15 年度末	H16 年度末	H17 年度末	H18 年度末	H19 年度末	H20 年度末	H21 年度末 (見込)
普通建設事業債		16,331	16,600	15,217	14,292	13,152	11,635	10,135	9,390
1. 義務教育整備事業		2,231	2,027	1,817	1,603	1,412	1,178	1,018	1,330
2. 保健福祉センター整備事業		1,709	1,469	1,230	978	773	567	361	224
3. 文化センター整備事業		1,911	2,187	2,160	2,132	2,045	1,776	1,506	1,236
4. 公民館整備事業		86	136	165	153	138	122	105	92
5. ゴミ処理施設整備事業		302	558	535	573	501	429	346	384
6. 道路整備事業		635	637	598	580	543	483	428	369
7. 公営住宅整備事業		6,453	6,602	6,500	6,143	5,783	5,357	4,889	4,501
8. 分譲住宅造成事業		1,051	1,018	898	853	774	695	614	532
9. その他		1,953	1,965	1,316	1,277	1,183	1,028	867	722
災害復旧事業債		14	12	9	7	5	2	-	-
特例事業債		762	1,388	2,348	2,620	2,930	3,102	3,214	3,409
合 計		17,108	18,000	17,575	16,919	16,087	14,740	13,349	12,799

過去に発行した事業債の元利償還額は増加傾向にあり、公債費は大幅に増加した。更に、文化センター借換債の償還が財政運営を大きく圧迫することに

なることから、当初の元金償還額の負担を先送りしてきた結果、特に平成19年度、平成20年度の公債費負担は大きく、平成20年度の公債費は十九億九千

五百万円と、歳出総額六十四億九千六百万円の約三割を占めるまでに至り、実質公債費比率を悪化させ、平成20年度決算において、実質公債費比率(26・4%)が早期財政健全化基準(25・0%)を上回った。

### 第一 計画期間

平成21年度から平成22年度まで二年間

### 第二 財政の早期健全化の基本方針

本町においては、財政の立て直しを図るために、「集中改革プラン」に基づき、歳入においては、受益者負担の原則に基づきごみ処理の手数料、施設使用料の有料化、また保育料、下水道料金等の改正を行った。歳出については、組織のスリム化や経費の節減など徹底した行政システムの見直し、職員給与などの削減等の行財政改革を図ったところである。

本計画では、集中改革プランで策定した取り組みを実施した結果、住民生活に大きな影響を与えてしまったことを認識し、今後は、これ以上住民生活に大きな影響を与えてしまうことのないように、地域の活性化や高齢者、子どもたちが安心して暮らすことのできる町財政の確立のため、財政健全化計画策定後に生じる諸問題に的確に対応

しながら、実質公債費比率の改善を第一に取り組み、町全体の財政健全化を進めるものとする。

少子高齢化、景気低迷が進む中で、財政の健全化を確実なものとするためには、地域の活力を維持するための取り組みや将来的なまちづくりに資する事業が必要であり、限られた財源の中で効果的で効率的な施策を図る。

財政の健全化に向けて、住民の理解と協力、国・県の助言や支援のもとで着実に取り組んでいく。

### 第四 出との均衡を実質的に回復するための方策

#### 一般会計等における歳入と歳

#### 【一】町税収入等自主財源の確保

(一) 町税収入等の確保と徴収率向上のための取り組みの推進

平成21年4月からは徴収対策強化として、徴収課職員の増員、平成21年10月からはコールセンターへの業務委託による電話催告の推進、加えて差押さえ等法的措置の強化を行っている。また、本計画策定以前から取り組んできた口座振替の促進、町税等収納対策本部による夜間徴収率を引き続き実施し、県平均91・3%(平成20年度決算)を上回る徴収率を目指す。

平成22年4月からは、奈良県個人

住民税滞納整理室から職員三名の派遣を受け、町県民税滞納者を中心に協働徴収事業を実施。さらに多様な財産調査(預金・給与等)による差押え実施の強化と迅速なる処分財産の換価(公売)を積極的・効果的に行い、税収確保を行う。

平成18～20年度効果額

四十二億二千八百八千円

平成21～22年度継続額

四十九億九千四百一十千円

## (二) 受益と負担の適正化

「受益と負担」の原則に基づき、サービスにかかったコストに対して適正な受益者負担を求めるものとして、ごみ処理手数料、施設使用料の有料化、また、保育料、住民票等交付手数料、下水道使用料等の改正を行ってきた。受益者負担の観点から引き続き適切な時期に適切な設定に努める。

平成18～20年度効果額

五億七千二百二十四万円

平成21～22年度継続額

三億八千二百六十五万五千円

## (三) 資産の有効活用

町有財産(含土地開発公社保有)における遊休資産については、早急に整理し、他の事業への活用または処分を進める。

自主財源の要である町税収入を確

実に確保していくと共に雇用の機会を確保する為、優良企業の進出を推進する。

平成18～20年度効果額

一億五千七百七十五千円

平成21～22年度継続額

二億五千六十万一千円

## (二) 人件費の抑制

人件費については、「定員適正化計画」(平成18年度～平成22年度)に基づき、退職者の補充は技能現業職不補充としているところ、一般事務職については、平成24年度までは職員採用は行わない。ただし、技術職員等(保健師等)については住民サービスの低下を避けるため最低限の補充に留める。より一層の定員削減と事務事業の見直しを進めることにより、平成21年4月の職員数は二百二十八名で計画の二百四十二名より四名少なく、平成22年4月の予定職員数は二百二十名で計画の二百三十七名より十七名の減員を見込む。

一般職の給与については、平成24年度までの時限措置として、給料の10%カットと地域手当の不支給の継続を行っていく予定である。

また、特別職についても平成17年4月から四役の給料の17%カットを実施し、平成17年10月からは町長は27%、助役、収入役、教育長は22%の給料カットを実施している。平成

18年4月からは収入役職を廃止し、平成19年4月に助役から副町長制へ移行されてからは副町長を置かず、町長と教育長の給料カットについても当分の間継続実施する予定である。

さらに議会議員についても、議員提案により議員定数は、平成19年4月改選時より四名削減した。報酬については、平成18年1月から議長五万円、副議長及び議員二万円の報酬カットを実施中で、今後も当分の間、継続される見込みである。

平成18～20年度効果額

七億一千四百九十八万六千円

平成21～22年度継続額

六億七百三十六万一千円

## (三) 事務事業の見直し

(一) 内部管理経費、一般事務費の徹底した削減

適正な予算編成及び予算執行のため、費用対効果が低いものや当初の目的が達成されたもの等は、廃止・縮小を検討する。

集中改革プランに基づき、電算システムの合理化、下水道繰出金の適正化、各種教室、イベント等の縮小または廃止、体育祭、成人式、敬老会の縮小等の経常経費全般の徹底した見直しを行ってきた。今後も各事業の必要性を十分勘案し、徹底した経費削減の継続を行う。

## ▼文化施設



▲役場内風景

【五】公共施設の管理運営

効果的な施設管理やサービスの提供に努め利用状況等により、縮小を

平成18～20年度効果額

二億三千五百十五万二千円

平成21～22年度継続額

一億七千二百二十万円

（二）補助金、負担金の効果的執行

集中改革プランにおいて、町単独補助金については、行政の役割を踏まえ、個々にその目的や成果等を精査及び見直しを行ってきた。また、負担金についても、行政運営に支障をきたすものを除き、廃止または削減を当分の間継続し、必要な団体や事業に対し補助金等が公平に行き渡る仕組みを構築していく。

平成18～20年度効果額

九千七百六十七万九千円

平成21～22年度継続額

一億四百八十九万九千円

【四】組織、機構の運営体制等の見直し

目的や効果を十分検討し、今までの以上の経費の削減に努めるとともに、事務事業の見直しの継続、行政組織の公務効率を図る。

平成18～20年度効果額

一千六百十二万一千円

平成21～22年度継続額

八百二十一万円

第五

実質公債費比率を早期健全化  
基準未滿とするための方策

普通建設事業は、真に必要な事業以外は実施しないこととし、事業の抑制と効率的な執行に努めることにより、地方債の新規発行の抑制に努める。

平成16年度以降、地方債の新規発行

検討し運営方法の改善やコストの削減に努める。

また、文化センターの休館、町民プールの休止は引き続き行うが、平成25年度までの開館を目指す。

平成18～20年度効果額

二億六千九百二十三万二千円

平成21～22年度継続額

三億三千三百一十六千円

【六】民間活力の導入

町には町立保育所が三箇所あったが、現在一箇所指定管理制度を導入、一箇所を民営化している。指定管理制度を導入している保育所についても、平成22年度末に民間へ売却し、平成23年度より完全民営化する。し尿収集運搬業務についても、平成22年度より民間に業務委託し経費削減を図る。

平成18～20年度効果額

三億二千五百二十六万六千円

平成22年度効果見込額

一億七千三百四十五万二千円

※計画期間中の主な普通建設事業は以下のとおりである。

学校教育施設耐震補強事業

(単位：千円)

施設名	平成21・22年度 事業費	財源内訳			
		国庫支出金		町債	一般財源
		安全・安心な学校づくり交付金	公共投資 臨時交付金		
上牧小学校	141,128	65,867	37,676	37,400	185
上牧第二小学校	209,160	117,650	21,079	70,200	231
上牧中学校	660,618	204,226	86,868	369,300	224

土地開発公社健全化事業

(単位：千円)

年度	事業名	事業費	財源内訳		
			国庫支出金	町債	一般財源
平成21年度	塵芥焼却施設用地購入	146,860	0	120,600	26,260
平成22年度	塵芥焼却施設用地購入	50,774	0	38,000	12,774
	滝川13号線用地購入	35,321	0	26,400	8,921
	住環境整備用地購入	34,090	0	23,100	10,990

を抑制してきたことにより地方債残高を着実に減らしてきたが、今後は義務教育施設整備事業債(学校施設耐震化)、第三セクター等改革推進債(土地開発公社の解散)の発行により、再び基準を上回らないように注意深く事務を進める必要がある。一般会計の収支悪化する。

に備え収入確保・経費削減の取組を進める。既発行の地方債のうち、高金利のものを繰上償還及び借換、また県の市町村財政健全化貸付事業を活用し、金利の削減及び公債費の負担の平準化を図る。

第六

各年度ごとの第4又は第5の方策に係る歳入及び歳出に関する計画

普通会計の収支見通し

(単位：百万円)

年度		計画初年度の 前年度	計画初年度 (平成21年度)	平成22年度 (第2年度)
歳入	町 税	2,257	2,201	2,142
	譲与税・交付金	314	305	277
	地方交付税	2,468	2,446	2,397
	普通交付税	2,165	2,159	2,096
	特別交付税	303	287	301
	国・県支出金	605	1,200	1,647
	町 債	286	508	1,168
	負担金・使用料・手数料	315	294	304
	そ の 他	197	120	286
	歳入小計	6,442	7,074	8,221
歳出	人 件 費	1,467	1,477	1,484
	物 件 費	804	902	892
	扶 助 費	542	647	918
	公 債 費	1,995	1,873	1,807
	投資的経費	118	328	1,397
そ の 他	1,570	1,852	1,718	
歳出小計	6,496	7,080	8,216	
歳入歳出差引額 (A)		△54	△6	5
翌年度へ繰越すべき財源(B)		22	28	0
実質収支額 (A) - (B)		△76	△34	5

※奈良県市町村財政健全化貸付金及び公的資金補償金免除繰上償還に伴う借換については、除いています。

第八

その他財政の早期健全化に必要な事項

本町の財政悪化の根本的原因は、企画段階での計画立案プロセスの甘さ、及び当該案に対するチェックが十分に

機能していなかったというガバナンス体制の弱さにあり、事業計画実施後も、計画と実績の差異分析、及びその分析結果を修正計画として立案、実施するといった「PDCAサイクル」が機能していなかったことが、更に財政状況を悪化させた要因である。今後は実績

把握を行い、計画との差異が生じた原因を分析した上で、計画を定期的に修正していく。また、財政健全化計画の各計画の項目を着実に実施していくためには、住民、議会、職員の理解と協力が不可欠で

第七

各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位：%)

年度	計画初年度の 前年度	計画初年度 (平成21年度)	平成22年度 (第2年度)
健全化判断比率			
実質赤字比率	1.50 (14.95)	0.69 (14.95)	-
連結実質赤字比率	- (19.95)	- (19.95)	-
実質公債費比率	26.4 (25.0)	26.8 (25.0)	24.8
将来負担比率	306.0 (350.0)	307.5 (350.0)	292.5

※ ( ) 内は早期健全化基準



あり、一丸となって取り組んでいく必要がある。

当面厳しい財政状況が続くが、従来にも増して情報を開示し、住民監視のもと限られた財源を効果的・効率的に活用していく必要がある。今後の財政収支も踏まえ、職員が共通認識のもと全ての会計の健全化に向けた創意工夫ある財政運営に取り組んでいく必要がある。

**土地開発公社の解散**

町が当初の計画どおりに土地開発公

社の公有用地を購入しなかったことにより、土地開発公社は経営が破綻状態に陥っている。

現在、町は「土地開発公社健全化計画」に基づき、土地開発公社の健全化に取り組んでいるところである。同時に平成25年度末に第三セクター等改革推進債を活用し、土地開発公社の解散に向けて事務を進めているが、第三セクター等改革推進債の借入額が多額となる見込みであり、現行制度では今後の財政運営に多大な影響を及ぼすことが懸念されるため、償還期限の弾力的な運用について関係機関と協議していく。

**作文コンクールで**

**上中山下さん・下釜さんが**

**入選**



山下さん

下釜さん

今回で第十四回目を迎える中学校の技術・家庭科副読本「考えよう！わたしたちの快適な住まい」の読後感想文コンクールに出品した、上牧中学校の山下綾華さんと下釜夏子さんが入選しました。全国からの応募作品四千七百十点の中から、山下さんの「快適な住まいを読んで」が上位十点に贈られる金賞に、下釜さんの「大切な暮らしの工夫」は佳作に選ばれました。

**保有用地内訳**

(平成20年度末現在)

	筆数	面積	簿価
公有用地 (町が買戻す土地)	165筆	46,652.61㎡	3,462,590千円
特定土地 (民間に売却できる土地)	59筆	24,027.41㎡	308,754千円
合計	224筆	70,680.02㎡	3,771,344千円



# MOSAIC PLAZA

知る・募る・語る

KANMAKI

## 税、滞納整理をさらに強化

町では自主財源である町税確保のため、今月より県個人住民税滞納整理室から県職員三名の派遣を受け、町県民税滞納者を中心に協働徴収を実施します。

町税は、あらかじめ納期限が定められており、この期間内に全額納付がないことを「滞納」といい、税の公平性を保つ事ができなくなります。

滞納者から納税者へと戻って頂くため、さらに多様な財産調査(預金・給与など)による差押えの強化と迅速なる処分財産の換価(公売)を積極的・効果的に行って税収確保へ向け、滞納整理を強化していきます。

町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付相談は早い目に徴収課へ。

▼問合先 徴収課

☎ 役場内線 125・155番

## 固定資産(土地・家屋)価格を縦覧します

地方税法第四一六条により固定資産(土地・家屋)価格の縦覧を行います。

▼とき

土・日・祝日を除く4月1日(木)から第一期納期限5月31日(月)までの8時30分から午後5時30分まで。

▼ところ

役場一階

税務課固定資産税係

▼問合先

税務課

☎ 役場内線 124・148番

## 固定資産課税の評価の基礎となる路線価図を公開

固定資産税の宅地評価について納税されるかたに理解と認識を深めていただくために路線価図などの公開を行います。

▼対象地目

宅地

▼対象範囲

全ての路線価

▼対象者

納税者以外も含めて

▼とき

4月1日(木)以降で(土・日・祝日を除きます) 8時30分から午後5時30分まで。

▼ところ

役場一階

税務課固定資産税係

▼問合先

税務課

☎ 役場内線 124・148番

## 上牧町指定給水装置工事事業者の新規指定

上牧町指定給水装置工事事業者(指定工事事業者)に次の業者を新たに指定しました。

▼新規指定

山田 設備

生駒郡平群町西宮二丁目三番二十七号  
☎ 45-2156

北川燃料住専店

御所市小林四十一  
☎ 62-5111

▼問合先

上水道課

☎ 76-4599

## 第五回シルバー連合さわやか旅行参加者募集

シルバークラブ連合会では「地域の高齢者の生きがいや仲間づくり」を目的として、今年も親睦旅行を計画しました。

皆さんの参加をお待ちしています。

▼とき

5月6日(木)から7日(金)まで

▼ところ

山陰・皆生温泉と境港方面

▼対象

町内在住の六十歳以上のかた

▼費用

一万八千円(一泊四食)

▼申込方法

シルバークラブ会員のかたは地区会長へ、会員以外のかたは4

月9日(金)までに生き活き対策課へ申込んでください。

▼問合先

生き活き対策課

☎ 79-2020

## 憲法週間記念無料法律相談

奈良弁護士会では「憲法週間」記念無料相談を行います。

▼とき・ところ

5月10日(月) 午前9時から正午と午後1時から4時

経済会館(大和高田市大中)

5月12日(水) 午前9時から正午と午後1時から4時

奈良弁護士会(奈良市中筋町)

▼申込方法 電話で4月19日(月)から5月10日(月)までの間に、奈良弁護士会(0742-2212035)まで予約をしてください。先着順に受け付けます。

相談時間は一人三十分。

▼問合先 奈良弁護士会

☎ 0742-2212035

## 中央公民館ギャラリーのお知らせ

★4月10日(土)から5月7日(金)まで  
午前9時から午後5時まで

上牧町中央公民館一階ギャラリーにて

・牧の和裁クラブ(陳列ケース)

各文化クラブのお問合わせは、中央公民館までご連絡ください。

▼問合先 中央公民館

☎ 76-13610

## 高齢者(やよい) 学級生募集 婦人(さゆり)

生涯学習教室として年齢に応じて  
高齢者学級と婦人学級を開催してい  
ます。

町内にお住まいのかたなら、どな  
たでも参加していただけます。

### ☆高齢者(やよい)学級

町内にお住まいの六十歳以上の男性  
と六十五歳以上の女性が対象です。

高齢者が地域社会にどのような役割  
をもって参加するのを中心、健康  
で生きがいのある人生をめざした学習  
を行っています。

### ☆婦人(さゆり)学級

町内にお住まいの六十五歳未満の女  
性が対象です。

## 西和養護学校で 教育相談

奈良県立西和養護学校では、小学部・  
中学部・高等部で、障がいのある幼児や  
児童生徒の保護者に対して、就学や教  
育についての教育相談や体験学習を実施  
しています。

▼問合せ 奈良県立西和養護学校

☎ 73-2111



女性がもつ様々な生活上の問題点に  
ついて学び、いきいき奥様ライフを送  
っていただけるように学習をすすめて  
いきます。

▼学習内容 講演会・人権学習・社会  
見学・創作活動など

▼開講日 5月に開講式を行い、  
年間六回程度

▼応募先 社会教育課

(電話・FAX受付可)

▼応募日 4月5日(月)から16日(金)

▼費用 授業料などの直接的な費用  
は不要ですが、社会見学などのバス研  
修での昼食代・見学代・バス利用代  
(二千円)を負担して頂きます。

▼問合せ 社会教育課

☎ 役場内線513番

FAX 76-11199

## 上牧町婦人会 会員募集

上牧町婦人会(梶野洋子会長)では、  
婦人会活動に参加していただける会  
員を募集しています。

婦人会では、女性の地位向上と社会  
参加を目指して、様々な取り組みを行  
っています。町内の女性のかたなら、  
どなたでの参加できます。

▼問合せ 梶野

☎ 76-3932

## グラウンドゴルフ・ ソフトバレー大会 開催

上牧町体育協会主催の第十一回会  
長杯グラウンドゴルフ大会・第十二  
回会長杯ソフトバレーボール大会を  
開催します。

▼とき 4月25日(日)

▼ところ 健民グラウンドと  
上牧第一町民体育館

▼参加対象者

・グラウンドゴルフ大会

町内在住・在勤の成人のかた

・ソフトバレーボール大会

町内在住・在勤の成人女性のかた

▼申込方法 上牧第一町民体育館に備  
えてある用紙に記入のうえ、申し込  
んでください。

▼問合せ 社会教育課スポーツ振興係

☎ 78-10118

## 春の交通安全運動 まもなくスタート

4月6日(火)から15日(木)までの間、  
春の全国交通安全運動が行われます。  
本町でも、各関係機関、団体の協力  
を得て、交通安全運動を展開します。

上牧町を安全で住みよい町にするた  
めに、交通安全のマナーアップを図り  
ましょう。

## 労働保険年度更新を

今年度の労働保険(労災保険・雇用  
保険)の年度更新手続きは6月1日  
から7月12日までの間です。

期日中の手続きをお願いします。

(早期申告納付のお願い)

年度更新申告書は、6月初旬に事業  
場あて送付しますので、申告書が届き  
ましたら、お早目に申告・納付をお願  
いします。

申告・納付期日までに申告書の提出  
のない場合は、政府が保険料などの額  
を決定し、さらに追徴金(保険料など  
の10%)を課すことがあります。

▼問合せ 奈良労働局

☎ 074213210203

## 高齢者の悩みごと相談

高齢者とその家族が抱える悩みご  
とに関する相談に応じます。相談は  
無料で秘密は堅く守られます。

◎生きがい、家族・家庭相談、就業など  
一般相談(予約不要)

▼とき 月曜日～金曜日

午前9時から午後5時

◎弁護士による、財産・権利・相続など  
専門相談(予約制30分)

▼とき 第一・二・四火曜日

午後1時から4時

▼ところ 奈良県高齢者総合相談センター  
(シルバークロニクル)

☎ 074412910110

奈良県社会福祉総合センター四階(橿原市大久保町)



あかちゃんや子どもは、大人よりも抵抗力がないため、かかると重症になってしまう病気があります。予防接種ができる年齢に達したら、出来るだけ早く予防接種をしておきましょう。

麻疹、風しんは春から初夏にかけて流行しますので、麻疹・風疹(MR)の予防接種は、できるだけ早目に済ませておくことが大切です。乳児期のお子さんの生活範囲はほとんど家庭内に限られていますが、兄弟が保育園や幼稚園に通っていると、その兄弟の間で病気がうつってしまう事が多いのです。そのため麻疹、風しんのⅠ期(生後12か月から24か月未満)にあたるお子さん、Ⅱ期(平成16年4月2日から17年4月1日生まれ)の年長児にあたるお子さんは早めに予防接種を受けておきましょう。

また、小学校高学年以上のお子さんがかかると症状が重くなりやすいのでⅢ期(平成9年4月2日から10年4月1日生まれ)にあたる中学1年生、Ⅳ期(平成4年4月2日から5年4月1日生まれ)にあたる高校3年生も早めに予防接種を受けてください。

予防接種はこれからの人生を病気にかからず過ごしてもらうために、大切なものです。

予防接種の対象年齢にあたるお子さん、お孫さんがおられるかたは、まだ接種していな

い予防接種が無いが、もう一度確認してください。

下記の対象者には4月中旬に予診票を各家庭に郵送します。これらの予防接種には予診票が必要です。紛失された場合は2000年会館の窓口でお渡しします。

・麻疹・風しん(MR)混合ワクチン

Ⅲ期(平成9年4月2日から10年4月1日生まれ)

Ⅳ期(平成4年4月2日から5年4月1日生まれ)

・破傷風・ジフテリア(DT)二種混合ワクチン

小学6年生Ⅳ期(平成10年4月2日から11年4月1日生まれ)

● 予防接種はお早めに ●



生活機能評価事業が  
始まります

介護予防の一環として、生活機能評価事業を始めます。その中に、日常生活動作(普段の生活における身体の動きや心など)に関するアンケートを六十五歳以上のかたにお願いします。

アンケートの結果、該当されたかたには生活機能検査(従来の基本健康診査に近いもの)を受けていただくこととなります。

▼実施方法 六十五歳以上のかた(昭和20年3月31日以前に生れたかた)で介護認定を受けていないかたを対象にしたアンケートを郵送します。アンケートの発送は地域包括支援センターより郵送しますので、返信用封筒にて返送してください。

▼問合先 地域包括支援センター  
☎79-2020

一 閑張「かご」作り  
参加者募集

一 閑張というのは、漆器の一種で、竹かごに和紙をはり、柿渋液を何回も塗って仕上げるかごです。和紙をちぎる、貼る、



●問合先：生き生き対策課 ☎79-2020  
●ところ：2000年会館内

相談

乳幼児相談は4月から乳児相談と  
幼児相談にわかれます。

乳児相談：

1歳になるまでの乳児の相談

幼児相談：

1歳から就学前の幼児の相談

★乳児相談

と き：4月13日(火)

午後1時30分から3時まで受付

対象者：1歳になるまでの乳児

内 容：計測、相談(栄養・育児)。

午後2時から2時30分は保育士  
によるふれあい遊び、保健師の  
お話、交流会を行います。

(交流会の間、計測は中断します)

持参品：母子健康手帳

★幼児相談

と き：4月23日(金)

午前9時から11時までと午後1  
時30分から3時まで受付

対象者：1歳から就学前までの幼児

内 容：計測、相談(栄養・育児)

持参品：母子健康手帳

★成人健康相談

と き：4月23日(金)

糖尿病・高血圧・高脂血症・禁  
煙などの相談【要予約】

午前9時から11時30分までと

午後1時30分から4時まで受付

★妊婦さんあつまれ

2回開催【要予約】

と き・内容：4月13日(火)

お友達づくり、栄養の話

5月11日(火)

助産師の話

午後1時30分から2時30分まで

対象者：妊娠されているかた。

持参品：母子健康手帳

健康診査

午後1時から1時30分まで受付

(健診開始は午後1時30分より)

健康診査の対象者には個人通知し  
ます。

★乳児健康診査

と き：4月15日(木)

対象者：平成21年10月26日から12  
月15日生まれ。

★1歳8か月児健康診査

と き：4月14日(水)

対象者：平成20年8月18日から9  
月14日生まれ。

★3歳児健康診査

と き：4月22日(木)

対象者：平成18年10月26日から11  
月22日生まれ。

★2歳児歯科検診

と き：4月8日(木)

午前9時から9時30分まで受付

対象者：平成19年11月・12月生まれ。

受診できないかたは、満3歳のあ  
誕生日前までなら、次回以降でも  
受診することができます。

プレイルーム利用日について

時間は午前9時から午後5時です。

4月8日(木)の午前、14日(水)・  
15日(木)・22日(木)の午後は健診  
などで混み合います。

▼問合先 生き生き対策課  
☎79-2020

非課税世帯のかたを対象に、介  
護保険を利用して住宅改修をされ  
る場合、受領委任払制度が利用で  
きるようになりました。

介護保険住宅改修費の  
受領委任払制度が  
始まります。

▼対象者 町内に在住のかた

▼持ち物 小型刷毛二本

▼参加費 材料費四百円(柿渋液・  
かご・和紙・のり代など)

▼申込方法 4月7日(水) 午前8  
時30分より、電話か生き生き対  
策課窓口へお申込みください。

▼先着順十五名まで受け付ます。

▼ところ 2000年会館  
一階保健指導室

▼とき 4月19日(月)・20日(火)  
の二日間。午後1時から4時頃  
まで。

▼すこやかサポーターが指導にあ  
たります。皆さんのご参加をお待  
ちしています。

柿渋液を塗るなどの作業で指先  
を大いに使いますので認知症な  
どの予防にもつながります。

消費生活相談員  
山口 知香

## ●消費生活相談●

### 借家の敷金返還トラブルにご注意

春は、移動の季節。住みかえの季節でもあります。賃貸マンションやアパートを撤去する際に、借主が貸主から敷金を返してもらえないというトラブルが後を絶たないので、注意してください。

#### 敷金とは

敷金は、家賃の不払いや室内を汚したり、傷つけた場合の修理費用に備えるものです。契約時に貸主に預けることが多く、借主に家賃の滞納や不注意による破損がない限り、明け渡した後に、貸主は借主に返還すべきお金です。

#### 原状回復の意味

借主は貸主に家を明け渡す際、借りたときの状態に戻して部屋を返す必要があります。入居後に設置したエアコンや棚などの造作物を撤去し、損傷を元に戻すことをさし、この行為を原状回復といいます。

時間の経過による畳や壁の変色や退色、家具を置いたことによる凹みなど、普通の生活をしていて生じた損耗は、毎月支払っている家賃に含まれているので、日常生活における損傷に対するリフォームは必要ありません。契約書を確認し、退去時にハウスクリーニングやリフォームをする特約がなければ、それらの費用を敷金から差し引かれたりすることはありません。

#### 特約がついていたらリフォームやハウスクリーニングの費用負担をする義務があるか

賃貸住宅の契約条項は当事者が自由に決められることから、借主がリフォームなどを負担する特約を付けることがあります。この特約の内容を理解し合意している場合は、特約は有効です。合意なく借主に一方的に不利な特約が付けられている場合は、裁判で民法などに基づき無効と判断されています。

#### トラブルをさけるために

宅地建物取引業法では、不動産仲業者などには重要事項を説明することが義務づけられています。その中で、敷金の精算方法を説明する必要があります。

契約する前に、重要事項説明書や契約書に不利な条項や特約があるかどうかを確認しましょう。さらに入居前に貸主や不動産業者と室内の点検を行い、室内の状態の記録や写真などを残しておきましょう。明け渡し時に入居の時と同じ点検を貸主や不動産業者と実施し、修繕が必要かどうかを双方立ち会いのもとで確認しましょう。紛争になった場合は、基本は借主と貸主が話し合いで解決するべきですが、それでも解決しない場合は、民事調停や少額訴訟手続きを利用する方法もあります。

賃貸マンションやアパートなどの契約に関するもめごとや心配事がありましたら、消費者相談室にご相談ください。

# 図書館通信

## 新刊紹介

**ぼくだけのおにいちゃん**  
福田岩緒著・文研出版



けんかするけど、そばにいたい。いばっているけど、大すき。何も言わなくても感じるやさしさがあります。兄弟っていいな…。その一言につきる本です。

**浦島太郎の日本史**  
三舟隆之著・吉川弘文館



浦島太郎は歴史書には実在した人物として残っています。又、日本人は時代に合わせて、浦島太郎の物語を作ってきました。物語の変化と共に、少し違った日本の歴史を探りましょう。

**静人日記**  
天童荒太著・文藝春秋



直木賞受賞作「悼む人」を描くために、作者が三年間「静人」になりきって書き続けた日記を基にした一冊です。見知らぬ死者を悼み、放浪する静人。生と死と愛の物語です。

### ★4月のお話会ピーターパン★

6日(火)・20日(火)

午前10時30分から

10日(土)・24日(土)

午後2時から

本・AV資料は期限内に返却しましょう。

### 優しさはどこから

細谷亮太著・婦人之友社



小児科医として、また、自らの子育てで経験を通して作者が語ります。「人の世の悲しみ」「やさしさの原点」など、15のお話と対談です。子どもと生きる幸せを描いた本です。

### 長島茂雄 野球は人生そのものだ

長嶋茂雄著・日本経済新聞出版社



王貞治さん、松井秀喜さんが推薦。選手、監督として、ジャイアンツの伝統という名の重い大きな十字架を背負って戦ってきた彼の野球人生。燃える男の自伝です。

● 図書館休館日：毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)・毎月末日(その日が、休館日にあたる時はその翌日も休館)・年末、年始(12/27～1/5) ☎0745-78-9903

## ソフトテニス 教室開催 生徒募集

日本体育協会公認スポーツ指導員がいます。

◎日 時：5月8日(土)から10回(毎週土曜日) 午後2時～4時(2時間)

◎場 所：第2テニスコート(釘池・クレート)

◎申込資格：小学4年生から一般・中高年まで

◎費用：(スポーツ保険1500円、ボール代・コート使用料込)(10回) ☆2,000円(小・中学生) ☆2,500円(高校生から一般・中高年まで)

◎申込先：☎0745-73-6807 (ソフトテニスクラブ 平尾まで)

◎申込締切：5月1日(土) 午後1時まで

中・高年  
大歓迎

経験・未経験  
問わず

(広告)

### 募集

①小学五、六年生の英語教室 (週一回 一時間)  
②中学生の英数教室 (週二回 各二時間)  
③日本人による英語教室 (週一回 各二時間)  
④アメリカ人による英会話教室 (月一回 月曜日)

①②月謝は世間相場の半分  
③④は成人向け

上牧語学教室

電話 0745-1321928  
携帯 080-439915511  
金澤

(広告)

## 上牧交番 だより

### 2月中の犯罪発生概況

2月中の西和警察署管内の犯罪発生件数は、「空き巣などの住宅対象侵入窃盗」が21件、「車上ねらい、部品ねらい」が36件、「自動車盗」が5件、「オートバイ・自転車盗」が30件、「自動販売機ねらい」が1件、「事業所対象侵入窃盗」が7件、それぞれ発生しています。

### 空き巣犯人に注意!! 「宵の阿克苏」が多発!

夕方から午後8時頃までの時間帯を「宵(よい)」と言いますが、泥棒にとって、今の時期が最も留守宅を探しやすい時期なのです。

つまり、夏場は日も長く、泥棒が留守宅を見つけるためには、インターホンを鳴らしてみたり、直接電話をかけて、その家が本当に留守が、そうでないかを確認しなければなりません。

この作業は、非常に高いリスク(危険性)を背負っています。

しかし、今の時期、宵の時刻は、留守の家庭が一目瞭然。泥棒は、照明を点けていない、真っ暗な家を見つけられただけです。

● 買い物は県内で! たばこは町内で買しましょう。

# 各種相談 《ご案内》

## ●法律相談

☆上牧町主催（偶数月に開催）

担当：弁護士

とき：2・4・6・8・10・12月の第一水曜日  
午後1時～4時

ところ：2000年会館

定員：先着申込順6名

内容：各種法律問題全般

申込・問合せ先：

役場秘書課へ電話で申し込んでください  
☎76-1001 役場内線298番

☆中南和法律相談センター（奇数月に開催）

担当：弁護士

とき：1・3・5・7・9・11月の第二金曜日  
午後1時～4時

ところ：2000年会館

定員：先着申込順6名

内容：各種法律問題全般

申込・問合せ先：

奈良弁護士会へ電話で申し込んでください  
☎0742-22-2035（相談日の1週間前の午前9時30分から申込受付。  
当日の申し込みは出来ません）

## ●行政相談

担当：行政相談委員

とき：毎月第二金曜日 午後1時～4時

ところ：2000年会館

内容：役所の仕事について全般

問合せ先：秘書課 ☎役場内線222番

## ●人権相談

担当：人権擁護委員

とき：毎月第二金曜日 午後1時～4時

ところ：2000年会館

内容：人権問題全般

問合せ先：福祉課 ☎役場内線145番

## ●消費生活相談

担当：消費生活相談員

とき：毎週火曜日 午後1時～4時

毎週木曜日 午前8時30分～午後0時30分

（上記共、祝日は除く）

ところ：役場1階の相談室

内容：消費生活問題全般・多重債務問題

問合せ先：秘書課 ☎役場内線222番

## ●教育相談

担当：学校指導主事

とき：毎週火曜日 午後1時30分～4時

相談：電話による相談 ☎役場内線119番

内容：教育問題全般

問合せ先：教育総務課 ☎役場内線119番

## ●スクールカウンセラー教育相談

担当：スクールカウンセラー

ところ：上牧中学校

とき：毎週金曜日 午前11時30分～午後5時  
上牧中学校 ☎76-5479

内容：教育問題全般

問合せ先：教育総務課 ☎役場内線119番



◆上牧町ホームページ◆

- ・ <http://www.1.ocn.ne.jp/~kanmaki/>
- ・ Eメール [kanmaki@plum.ocn.ne.jp](mailto:kanmaki@plum.ocn.ne.jp)

地域密着型で効率的な広告 **見本**  
お店の広告は広報紙で

月1回、町内全戸配布の広告で商売繁盛

広報 **かんまき**

上牧町役場秘書課 0745-76-1001  
掲載料：1枠 1万円/2枠 2万円  
（この見本の大きさは1枠です）

広報「かんまき」の紙面に町の財源確保の一環として申し込み順に有料広告を掲載してまいります。  
これらについては町が広告主の利用を特別に推奨したり、その内容を保証するものではありませんのでご利用にあたってはご自身の判断をお願いします。

町の動き		平成22年2月末日現在
世帯数	9,675 (+9)	
男性	11,668 (-2)	
女性	12,728 (-6)	
合計	24,396 (-8)	( )は前月比

\*町の木 まき \*町の花 ゆり

